

浜松市教育委員会会議次第

令和元年5月24日（金）

14時00分

教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の報告及び承認

3 会議録署名人の決定（鈴木委員、黒柳委員）

4 会期の決定

5 議 事

（1）議 案

【意見聴取案件】※議会提案案件のため非公開

第21号議案～第24号議案

（2）報 告

ア 令和元年度浜松市奨学生の選考結果について（教育総務課）

イ 令和元年度浜松市放課後児童会登録児童数及び待機児童数について（教育総務課）

ウ 平成30年度学校施設等の被害状況について（教育施設課、幼児教育・保育課）

エ 平成30年度教職員の体罰・不適切な言動に関する調査結果について（教職員課）

オ 令和2年度浜松市立小・中学校教員採用選考試験志願状況について（教職員課）

カ 平成30年度問題行動、不登校及びいじめの実態について（指導課）

キ 平成30年度園児・児童・生徒の交通事故状況と不審者情報について
（健康安全課、幼児教育・保育課）

ク 平成30年度通学路整備要望調査について
（健康安全課、幼児教育・保育課）

6 閉 会

令和元年度浜松市奨学生の選考結果について

教育総務課

1 事業の概要

- ・経済的理由によって修学が困難な学生及び生徒に学資を貸与し、向学心の高揚及び教育の機会均等に寄与するとともに、優秀な人材の育成に資する。
- ・今年度募集から、①償還期間を貸与期間の2倍から3倍に延長、②給付型奨学金との併給を可とするよう、制度改正を実施した。

2 選考までの経緯

(1) 申請受付期間 (浜松市奨学金貸与条例施行規則第2条)

- ・平成31年4月1日(月)～4月15日(月)

(2) 選考方法 (浜松市奨学金貸与条例第6条第2項)

- ・平成31年4月23日(火) 浜松市奨学生選考委員会
委員：花井和徳(教育長)、鈴木茂之(教育委員)、田中佐和子(教育委員)、伊熊規行(学校教育部長)

3 選考結果

(1) 新規貸与者

ア 大学生等

- ・成績優秀者及び所得等の家庭状況を考慮し、32人の申請者から所得基準を超過した2人を除く30人を選考

(単位：人)

区分	大 学				専門学校		大学院	短大	合計 (A)	参考 H30(B)	増減 (A)-(B)
	1年	2年	3年	4年	1年	2年	1年	1年			
申請者	16	7	3	0	4	1	1	0	32	47	△15
採用者	16	6	3	0	4	0	1	0	30	42	△12

イ 高校生等

- ・申請なし (参考：H30 申請者1人、採用者1人)

(2) 継続貸与

- ・平成30年度以前からの継続貸与希望者の審査を行い、104人の継続貸与を決定
- ・書類未提出の4人について、必要書類が提出され修学の意思が確認できた時点で継続貸与を決定

4 次年度に向けた取組

- ・高校の進路担当への制度説明、高校生へのチラシ配布による周知の強化

令和元年度浜松市放課後児童会登録児童数及び待機児童数について

教育総務課

令和元年5月1日現在、行政区ごとの放課後児童会登録児童数及び待機児童数は、表1のとおりです。登録児童及び待機児童について学年別に集計したものが表2及び表3です。

待機児童数は、受入できなかった児童のうち、引き続き入会希望を継続している児童の数です。

表1 行政区ごとの登録児童数及び待機児童数 (各年5月1日現在)

区	平成30年				令和元年				前年比	
	① 箇所数	②登録 児童数	③ 定員	④待機 児童数	① 箇所数	②登録 児童数	③ 定員	④待機 児童数	③ 定員	④待機 児童数
中区	37	1,624	1,699	97	39	1,697	1,745	130	46	33
東区	23	1,029	1,069	81	23	1,064	1,079	93	10	12
西区	19	911	945	24	19	938	946	41	1	17
南区	17	687	754	47	17	689	754	68	0	21
北区	17	743	779	59	17	738	779	117	0	58
浜北区	17	926	924	47	23	1,019	1,095	22	171	△25
天竜区	4	109	129	0	4	109	129	0	0	0
総計	134	6,029	6,299	355	142	6,254	6,527	471	228	116

※定員割れしている児童会があり、区ごとに集計していることから、③>②でも待機児童が生じる。
※児童の利用状況等により、定員を超えて登録を行う場合がある。

表2 行政区ごとの学年別登録児童数 (令和元年5月1日現在)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
中区	614	548	380	120	30	5	1,697
東区	400	349	231	62	15	7	1,064
西区	323	292	218	91	6	8	938
南区	294	220	138	26	8	3	689
北区	331	226	119	39	15	8	738
浜北区	306	298	223	125	53	14	1,019
天竜区	38	24	33	7	6	1	109
総計	2,306	1,957	1,342	470	133	46	6,254

表3 行政区ごとの学年別待機児童数 (令和元年5月1日現在)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
中区	19	20	48	35	6	2	130
東区	4	15	37	28	7	2	93
西区	1	1	6	25	7	1	41
南区	4	14	25	25	0	0	68
北区	4	17	57	30	5	4	117
浜北区	4	1	4	4	2	7	22
天竜区	0	0	0	0	0	0	0
総計	36	68	177	147	27	16	471

平成30年度学校施設等の被害状況について

報告ウ

教育施設課
幼児教育・保育課

平成30年度において、幼稚園・小学校・中学校で発生した自然災害等を除く施設被害の状況を下記のとおり取りまとめましたので、その結果を報告します。

1 発生件数

月別、幼・小・中別発生件数

年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	対前年度比
28	幼稚園		1	1										2	-
	小学校		1	2		1			3	4	1	1	1	14	
	中学校		2		1				1		2	2	1	9	
	発生件数	0	4	3	1	1	0	1	3	4	3	3	2	25	3
29	幼稚園	1					1		1	1		1		5	-
	小学校	1		1	5	1	2	3	3		2	1		19	
	中学校	1							1			2	3	7	
	発生件数	3	0	1	5	1	3	3	5	1	2	4	3	31	6
30	幼稚園	2		1										3	-
	小学校		1		3	1	1	3	1	1		1	2	14	
	中学校				1		1	2	2		1			7	
	一貫校	1			1									2	
	発生件数	3	1	1	5	1	2	5	3	1	1	1	2	26	△5

種別件数（重複あり）

年度	ガラス破損	器物破損	車両による破損	落書き	不法侵入	その他	合計
28	13	12	8	1	13	1	48
29	14	17	9	3	17		60
30	2	20	17	2	6	2	49

加害者の特定等

年度	判明	不明	合計	被害総額 (市による補修額)
28	12	13	25	約45万円
29	12	19	31	約93万円
30	18	8	26	約43万円

※金額は、判明分のみ

区別発生件数

年度	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	合計
28	14	2	3	2	1	2	1	25
29	5	4	9	2	5	3	3	31
30	14	5	1	3	1	1	1	26

平成30年度教職員の体罰・不適切な言動に関する調査結果について

教職員課

I 体罰に関する調査

1 調査方法

(1) 調査期間

① 第1次調査

- ・期 間 平成30年4月1日から平成30年11月30日
- ・依 頼 先 小中学校長、市立高等学校長
- ・依頼内容 保護者、児童生徒、教職員へのアンケート実施（翻訳付）

② 第2次調査

- ・期 間 平成30年12月1日から平成31年3月31日
- ・依頼内容 第1次調査以降、学校が把握した事案や児童生徒、保護者から訴えのあった事案を平成31年3月31日まで随時報告

(2) 実態把握及び報告の内容

- ① 平成30年11月30日付で、浜松市立小中学校長・市立高等学校長あてに体罰に係る調査を依頼した。体罰の実態等を把握し、体罰の発生件数・発生状況等について報告を求めた。
- ② 体罰に関する考え方については、平成19年2月5日付、初等中等局長通知「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」（18文科第1019号）における「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」による。
- ③ アンケート調査の詳細について
児童生徒はもちろんのこと、保護者及び教職員も対象にして実施した。また、アンケートの回収、集計等に当たっては、情報の取扱に配慮しつつ第三者（学校評議員やPTA役員等）の参画を求め、正確に実態を把握するよう手だてした。
- ④ アンケートは氏名欄を設けたが自由記述とした。（所属学年、学級は記入）

2 調査結果

(1) 第1次調査及び第2次調査の結果

① 報告件数

（ ）は平成29年度

小学校						中学校			合計
1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
2	2	6	4	3	2	10	18	1	48 (30)
(1)	(3)	(1)	(1)	(3)	(6)	(5)	(8)	(2)	
19(15)						29(15)			

※ 件数であり、被害児童生徒の人数ではない。1件の発生に際して、被害児童生徒の学年がまたがった場合は、下の学年の発生に計上している。

② 第1次調査・第2次調査の報告件数及び該当教員数 () は平成29年度

校種		小学校	中学校	合計
件数		19件(15)	29件(15)	48件(30)
教員数		19人(13)	24人(14)	43人(27)
年齢内訳	20代	2人(0)	5人(4)	7人(4)
	30代	3人(2)	4人(3)	7人(5)
	40代	3人(2)	7人(2)	10人(4)
	50代	9人(8)	6人(5)	15人(13)
	60代	2人(1)	2人(0)	4人(1)

③ 事案の状況 () は平成29年度

小学校				中学校			
場面		場所		場面		場所	
授業中	12(8)	教室	13(8)	授業中	11(6)	教室	14(2)
放課後	1(0)	職員室	0(0)	放課後	1(0)	職員室	0(0)
休み時間	2(4)	運動場体育館	2(4)	休み時間	2(1)	運動場体育館	8(10)
部活動	0(0)	教材室	0(0)	部活動	10(8)	教材室	0(0)
ホームルーム	0(0)	廊下階段	3(2)	ホームルーム	2(0)	廊下階段	1(2)
学校行事	0(0)	その他	1(1)	学校行事	0(0)	その他	6(1)
その他	4(3)			その他	3(0)		
合計	19(15)	合計	19(15)	合計	29(15)	合計	29(15)

3 教職員課の措置

小中学校から報告のあった48件について、内容を精査した結果、いずれも児童生徒及び保護者への説明や謝罪等で理解を得ていることや校長による厳重注意等の指導を行っており、教育委員会として懲戒処分を行う事案はなかった。

しかし、懲戒処分には該当しなかったが、一時的であっても保護者の不安を増大させたことや再発を防止する目的から、下記のとおり、教育委員会による厳重指導を行った。

- ・口頭厳重指導 … 中学校教諭1名
- ・文書厳重注意 … 中学校臨時講師1名

なお、平成29年度以前に発生した体罰事案について、体罰の状況等を踏まえ、中学校教諭1名に対して、懲戒処分（減給10分の1、6月）を行った。

4 体罰の根絶に向けた取組

(1) 通知文の送付

- ① 「体罰根絶に向けた取組の徹底について（通知）」
(25文科初第574号<平成25年8月9日>)
- ② 「夏季休業期間中における学校施設等の管理及び教職員の服務について（通知）」
(教職員課 平成30年6月26日)

(2) 教職員課による学校訪問

校長面談や教頭面談を行い、各学校における取組状況や今後の方策について確認し、全体会において、体罰の禁止について教職員に対して直接指導した。

(3) 研修会等の実施

① 校長会議における管理職への注意喚起（平成30年10月23日）

② 初任者研修や職務別研修等において、教職員課の担当者が注意喚起を行い、教職員の意識向上を図った。

(4) 管理職による継続した指導の実施

全教職員との面談及びコンプライアンス・セルフチェックシートを活用した倫理研修を各校で実施した。

Ⅱ 不適切な言動に関する調査

1 不適切な言動についての考え方

心の教育を推進する本市にとって、子供に対する誤った指導により、心に傷を負わせ、子供・保護者と教職員との信頼関係を崩してしまうことは絶対に避けなければならないという考えにたち、「不適切な言動」を以下のように定義する。

◇ 子供への優位性を背景に、適正な指導の範囲を超え、子供に対し著しく精神的な苦痛を繰り返し与えるもの

- * 1 子供の人格や人権への配慮を欠いた言動
- * 2 高圧的・威圧的な指導に終始した言動
- * 3 発達段階への適切な配慮を欠いた言動

体罰調査とは別に実施するものであり、体罰と不適切な言動が同時に発生した場合は、それぞれに報告する。

2 調査方法

(1) 調査期間

本年度が5年目の調査となり、期間は体罰調査と同時期に実施した。

① 第1次調査

- ・期 間 平成30年4月1日から平成30年11月30日
- ・依頼先 小中学校長、市立高等学校長

② 第2次調査

- ・期 間 平成30年12月1日から平成31年3月31日
- ・依頼内容 第1次調査以降、学校が把握した事案や児童生徒、保護者から訴えのあった事案を平成31年3月31日まで随時報告

(2) 実態把握及び報告の内容

平成30年11月30日付で、浜松市立小中学校長・市立高等学校長あてに不適切な言動に係る調査を依頼した。不適切な言動の実態等を把握し、発生件数・発生状況等について報告する。

3 調査結果

(1) 第1次調査・第2次調査の報告件数及び該当教員数

発生日時が異なる場合は別の事案として計上した。()は平成29年度

校 種	小学校	中学校	合計	
件 数	27件 (20)	29件 (16)	56件 (36)	
教員数	23人 (18)	25人 (15)	48人 (33)	
年 齢 内 訳	20代	4人 (2)	5人 (2)	9人 (4)
	30代	4人 (1)	7人 (4)	11人 (5)
	40代	0人 (3)	5人 (4)	5人 (7)
	50代	13人 (9)	6人 (4)	19人 (13)
	60代	2人 (3)	2人 (1)	4人 (4)

※ 発生件数と教員数が一致していないのは、同じ教員が複数回にわたり不適切な言動をとっているケースがあるため。

(2) 事案の状況 (件数) () は平成 29 年度

小学校				中学校			
場面		場所		場面		場所	
授業中	16(13)	教室	18(16)	授業中	7(4)	教室	14(5)
放課後	3(0)	体育館他	1(0)	放課後	2(3)	体育館他	9(9)
休み時間	0(1)	職員室	0(0)	休み時間	1(0)	職員室	1(1)
部活動	0(0)	廊下	0(0)	部活動	11(6)	廊下	0(0)
ホームルーム	0(0)	その他	8(4)	ホームルーム	0(0)	その他	5(1)
スマホ(SNS)	0(0)			スマホ(SNS)	0(0)		
その他	8(6)			その他	8(3)		
合計	27(20)	合計	27(20)	合計	29(16)	合計	29(16)

(3) 言動の内容及び状況 (件数) () は平成 29 年度

小学校				中学校			
言動の内容		被害の状況		言動の内容		被害の状況	
命	0(0)	心身の不安	25(17)	命	0(0)	心身の不安	29(15)
人権	2(1)	登校しぶり	0(0)	人権	1(2)	登校しぶり	0(0)
暴言	12(11)	不信感	0(2)	暴言	23(13)	不信感	0(1)
軽率な行為	13(3)	影響なし	2(1)	軽率な行為	5(0)	影響なし	0(0)
その他	0(5)			その他	0(1)		
合計	27(20)	合計	27(20)	合計	29(16)	合計	29(16)

4 教職員課の措置

小中学校から報告のあった 56 件について、内容を精査した結果、児童生徒及び保護者への説明や謝罪等で理解を得ており、校長による嚴重注意等の指導を行っている。
なお、教育委員会として懲戒処分を行う事案はなかった。

5 不適切な言動の根絶に向けた取組

(1) 教職員課による学校訪問

校長面談や教頭面談で各学校における取組状況や今後の方策について確認し、全体会において、不適切な言動の禁止について教職員に直接指導した。

(2) 研修会等の実施

- ① 校長会議における管理職への注意喚起 (平成 30 年 10 月 23 日)
- ② 初任者研修や職務別研修等において、教職員課の担当者が注意喚起を行い、教職員の意識向上を図った。

(3) 管理職による継続した指導の実施

全教職員との面談及びコンプライアンス・チェックシートを活用した倫理研修を各校で実施した。

令和2年度浜松市立小・中学校教員採用選考試験志願状況について

教職員課

1 令和2年度教員採用選考試験からの主な変更点

- (1) 「障がい配慮した選考」の障がいの種類による受験制限を撤廃。
- (2) 令和2年度から採用予定の「任期付職員(教員)」の選考も兼ねる。

2 志願状況

	小学校	中学校											発達支援推進			養護	総計	昨年度からの増減		
		国	社	数	理	音	美	体	技	家	英	計	小	中	計					
単純出願数(第1希望者数)	255	23	35	25	17	7	4	65	1	2	22	201	12	5	17	47	520			
昨年度からの増減	9	0	△8	△8	△5	△7	0	0	0	△1	△2	△31	6	1	7	△1	△16			
現住所	浜松市内	148	12	18	16	9	3	3	47		2	15	125	8	4	12	34	319	△4	
	浜松市外(県内)	34	4	2		2	3		3	1		2	17	2		2	4	57	3	
	県外	東海三県	39	3	4				1	6			3	17	1	1	2	8	66	△6
		その他	34	4	11	9	6	1		9			2	42	1		1	1	78	△9
年齢	20-24歳	162	12	16	11	8	4	1	42	1	1	13	109	9	1	10	22	303	△1	
	25-29歳	60	2	11	9	6	2	1	19			3	53	2	2	4	19	136	△5	
	30-34歳	16	3	4	3	2	1	1	3			2	19			0	2	37	△16	
	35-39歳	7	2	1	2							2	7			0	2	16	△1	
	40歳代	9	2	1					1	1		2	7	1	2	3	2	21	5	
	50歳代	1	2	2		1						1	6			0	0	7	2	
職業区分	学生	116	8	13	9	6	1	1	20	1		9	68	8	2	10	8	202	△1	
	常勤講師	123	9	16	15	9	6	2	36		2	11	106	2	2	4	30	263	△1	
	非常勤講師	0	2						3			1	6	1		1	5	12	△14	
	他自治体現職教諭	8	2	3		1							6			0	0	14	2	
	民間企業勤務	2			1				2				3			0	1	6	△3	
	その他	6	2	3		1		1	4			1	12	1	1	2	3	23	1	
小中併発併	併願者数(第2希望者数)	21	4	8	4	1	3		1		1	2	24					45	△19	
併願者数(第2希望者数)	12		1				1	1			1	4	11	5	16		32	12		
志願総数(第1希望+第2希望)	288	27	44	29	18	10	5	67	1	3	25	229	23	10	33	47	597	△23		
障害に配慮した選考(上表を含む)			1		1							2			0	0	2	1		

平成30年度問題行動、不登校及びいじめの実態について

指導課

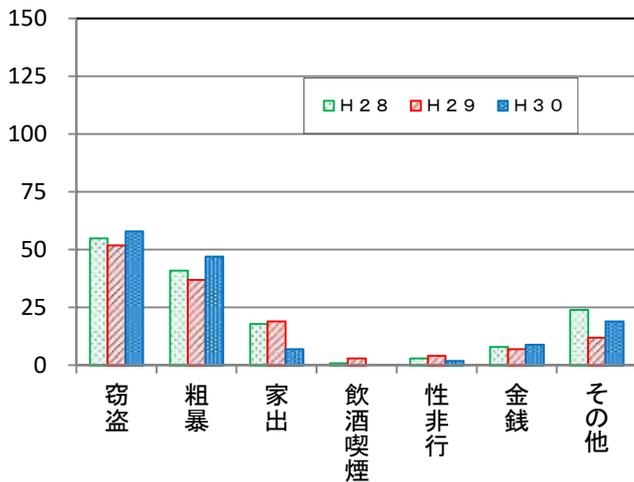
1 問題行動

〈問題行動発生件数【指導課問題行動報告集計より】〉

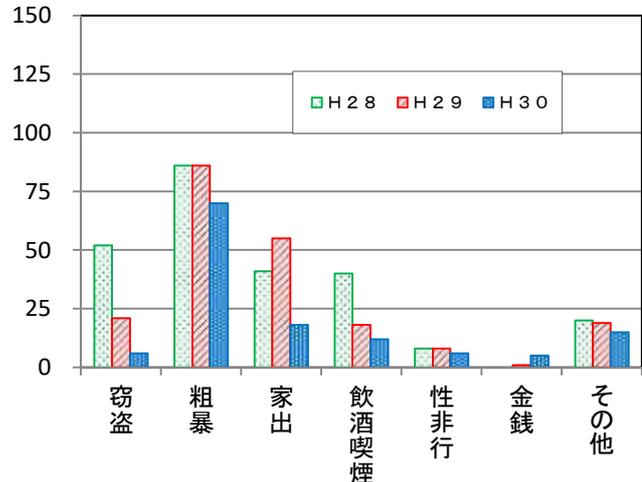
年度	校種	窃盗	粗暴	家出	飲酒喫煙	性非行	金銭	その他	小計	合計
H28	小	55	41	18	1	3	8	24	150	397
	中	52	86	41	40	8	0	20	247	
H29	小	52	37	19	3	4	7	12	134	342
	中	21	86	55	18	8	1	19	208	
H30	小	58	47	7	0	2	9	19	142	274
	中	6	70	18	12	6	5	15	132	

「その他」の内訳は、「不健全娯楽遊び」、「ネットトラブル」、「建造物侵入」、「火遊び」などである。

【小学校】



【中学校】



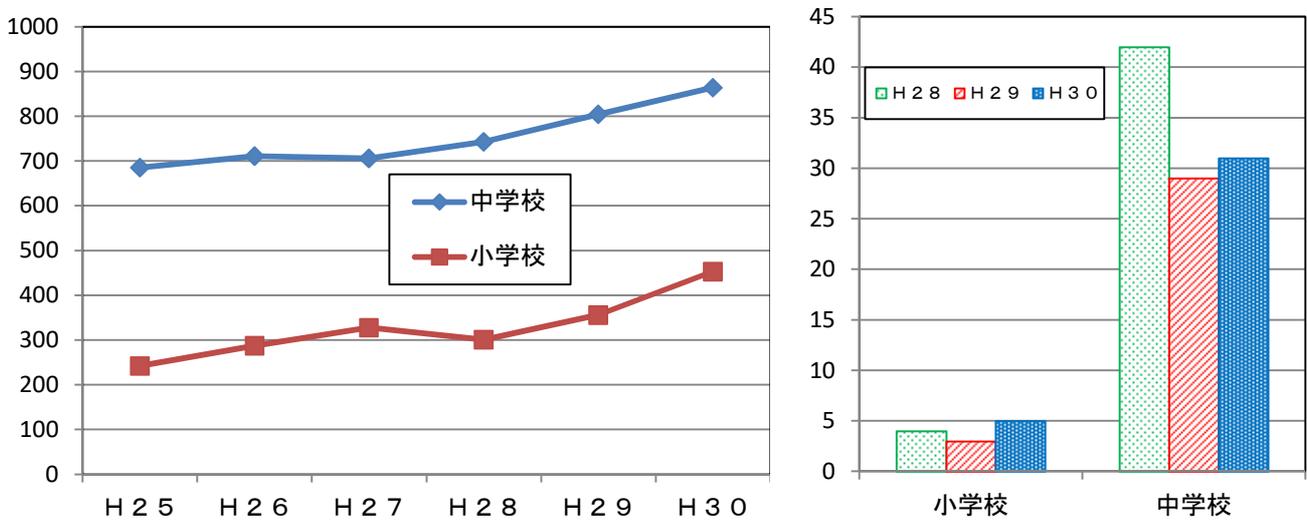
- 傾向
- ・ 小学校は、発生件数が前年度比5%増加しているが、一人の児童が複数回、問題行動を起こしているため、実際の人数は減少している。
 - ・ 「窃盗」、「粗暴」の中の生徒間暴力、「その他」に含まれる火遊びは増加している。
 - ・ 中学校は、発生件数が前年度比44%減少している。ほぼすべての項目で減少している。
 - ・ 交友関係は広域化しているが、それぞれのつながりは希薄である。

- 対応
- ・ 問題行動に対して、学校だけでなく、家庭や地域及び警察等の関係機関との連携をより強くして、児童生徒への指導支援に努める。
 - ・ 学校では、教職員全体で生徒指導体制を構築するとともに、児童生徒の規範意識の伸長を促す生徒指導を進めていく。
 - ・ 小学校における遵法教室（H28より実施）をさらに充実させる。（H29：8回実施→H30：20回実施）

2 不登校

〈不登校児童生徒数・一日も登校できなかった児童生徒数【指導課定期調査より】〉

不登校児童生徒数の経年推移



年度	校種	不登校児童生徒数	不登校児童生徒出現率	一日も登校できなかった児童生徒数
H28	小	301	0.70%	4
	中	743	3.54%	42
H29	小	356	0.82%	3
	中	804	3.87%	29
H30	小	453	1.05%	5
	中	864	4.26%	31

- 傾向
- ・前年度比は、小学校では約24%増加、特に低学年が増加している。中学校では約7%増加、特に中学2年生の増加が顕著である。
 - ・小学校は「家庭に係る状況」、中学校は「無気力」「友人関係」が主な要因である。
 - ・不登校児童生徒は増加しているが、適応指導教室や病院、診療所などに通いながら好ましい変化が見られる児童生徒は増加している。
 - ・指導により登校できるようになった児童生徒数 H29:17人→H30:151人
 - ・好ましい変化が見られるようになった児童生徒数 H29:31人→H30:195人

- 対応
- ・月欠席3日で「不登校のサイン」、月欠席5日で「不登校の状態」と考え、教職員が本人や保護者と関わり合い、初期段階から積極的に対応していく。
 - ・学校ではサポートチームを結成し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、医療等の専門的な見立てを学校の支援に生かしながら対応していく。
 - ・適応指導教室(8教室)や校内適応指導教室(H29:2教室→H30:11教室→R1:15教室)等への通級を促し、一日も出席できない児童生徒数が減少していくように努めていく。

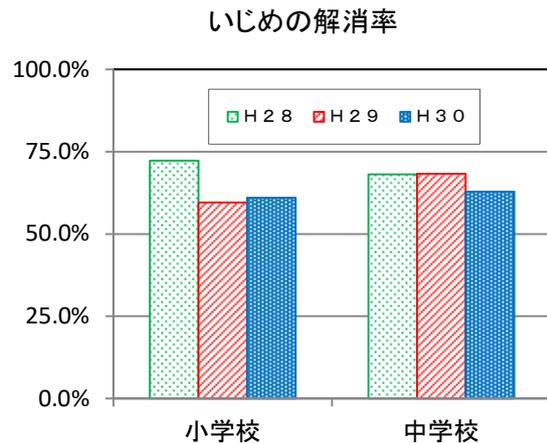
不登校の定義

- ・何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)をいう。
- ・上記の定義に当てはまり、年間30日以上欠席した児童生徒の数を調査統計する。

3 いじめ

〈いじめの認知件数・解消件数・解消率【指導課定期調査より】〉

年度	校種	認知件数	解消件数	解消率
H28	小	860	622	72.3%
	中	589	401	68.1%
H29	小	851	507	59.6%
	中	546	373	68.3%
H30	小	895	546	61.0%
	中	509	320	62.9%



- 傾向
- ・小・中学校ともに、認知件数に大きな変化は見られない。
 - ・解消率は、小学校で増加、中学校で低下している。解消については、安易に「解消」と判断せずに、日常的な丁寧な観察を継続している。
 - ・いじめの態様について、「冷やかし・悪口」が多く、全体の半数を占めている。

- 対応
- ・学校風土の醸成を中心とした未然防止に努める。
 - ・「どの子にも、いじめは起こりうる」という危機感を持ち、いじめを許さない学校づくりを進め、児童生徒による小さなサインを見逃さないよう生徒理解に努め、早期発見を心がける。
 - ・初期段階のものも含めて積極的にいじめを認知し、校内の「いじめ対策委員会」を中心として、早期対応に努めていく。
 - ・いじめ対策コーディネーター研修を通して、未然防止や早期発見、早期対応についての研修を進めていく。

いじめの定義

- ・「いじめ」とは、学校に在籍する児童又は生徒（以下「児童等」という。）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
【いじめ防止対策推進法 平成25年6月制定】
- ・「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的なものではなく、被害者の立場（主観主義）に立って、「いじめられていると感じる」ものをすべて、認知数として調査している。
- ・「いじめの解消」とは、いじめが止まっている状態が継続（3か月が目安）し、被害者が心身の苦痛を感じていないことが条件である。

平成30年度園児・児童・生徒の交通事故状況と不審者情報について

健康安全課
幼児教育・保育課

1 交通事故状況

(1) 園児・児童生徒別件数 (単位：件)

年度	園児	児童	生徒	合計	前年度比
平成28年度	0	171	94	265	—
平成29年度	0	175	74	249	△16
平成30年度	0	171	77	248	△1

※交通事故件数は、園・学校から報告のあった件数

(2) 事故の発生時間帯 (単位：件)

時間帯	園児	児童	生徒	合計	前年度比
登下校中	—	43 (25%)	41 (54%)	84 (33%)	10
下校後	—	70 (41%)	11 (14%)	81 (33%)	△9
休日	—	57 (33%)	24 (31%)	81 (33%)	△1
その他	—	1 (1%)	1 (1%)	2 (1%)	△1

(3) 事故時の交通手段 (単位：件)

手段	園児	児童	生徒	合計	前年度比
歩行中	—	70 (41%)	10 (13%)	80 (32%)	11
自転車	—	50 (29%)	63 (82%)	113 (46%)	3
自動車同乗中	—	51 (30%)	4 (5%)	55 (22%)	△15

(4) 傾向

- ・年間事故発生件数は、横ばい状態である。
- ・小学校（児童）は、下校後や休日の事故割合が高い。
- ・中学校（生徒）は、登下校中の事故割合が高く、自転車による事故が多い。

(5) 今後の対応

- ・引き続き、交通安全教室を実施するとともに、通学班会による話し合いや帰りの会での安全指導を行う。小学校においては、6年生を中心に、地域や保護者、交通安全指導員とともに通学路の危険箇所やその対策を協議する「交通安全リーダーと語る会」を開催する。
- ・小学校には、映像教材の活用や、危険予知トレーニングなどへの取組みを啓発し、児童の事故回避力の向上を図る。
- ・中学校には、自転車マナー向上対策を重点に、引き続き交通安全指導に取組み、生徒の事故回避力や危険察知力の向上を図る。

2 不審者状況

(1) 園児・学校別件数 (単位：件)

年度	幼稚園	小学校	中学校	合計	前年度比
平成 28 年度	0	50	20	70	—
平成 29 年度	0	43	15	58	△12
平成 30 年度	0	42	18	60	2

※不審者件数は、園・学校から報告のあった件数

(2) 不審者発生時間帯 (単位：件)

時間帯	幼稚園	小学校	中学校	合計	前年度比
登下校中	—	30 (71%)	15 (83%)	45 (75%)	5
下校後	—	7 (17%)	—	7 (12%)	△4
休日	—	2 (5%)	3 (17%)	5 (8%)	1
その他	—	3 (7%)	—	3 (5%)	0

(3) 不審者状況 (単位：件)

手段	幼稚園	小学校	中学校	合計	前年度比
声掛け	—	22 (52%)	6 (33%)	28 (47%)	11
近寄り・後追い	—	7 (17%)	4 (22%)	11 (18%)	5
撮影	—	6 (14%)	1 (6%)	7 (12%)	△5
露出	—	3 (7%)	2 (11%)	5 (8%)	△1
接触	—	2 (5%)	5 (28%)	7 (12%)	△8
付近徘徊	—	2 (5%)	—	2 (3%)	0

(4) 発生実態における傾向

- ・小学校、中学校ともに登下校中（特に下校時）の発生が多い。
- ・小学校、中学校ともに声掛け事案の割合が高い。

(5) 発生防止に向けた対応

- ・下校時になるべく複数で帰ったり、暗がりを迂回したりするなどの取組みを引き続き啓発し、児童生徒の危機回避力の向上を図る。
- ・必要に応じて、警察等の関係機関と連携し、各学校の防犯危険箇所を点検するとともに、関係機関と情報を共有しパトロールを強化するなど、犯罪抑止力の向上を図る。

平成30年度通学路整備要望調査について

健康安全課
幼児教育・保育課

1 園・学校別要望状況 (単位：件)

	土木整備事務所	警察署	その他	合計
幼稚園	2	1	—	3
小学校	70	21	1	92
中学校	12	—	—	12
小中一貫校	2	1	—	3
合計	86	23	1	110

※土木整備事務所対応・・・グリーンベルト、路面標示、歩道設置など

※警察署対応・・・信号機、横断歩道、交通規制など

2 要望に対する対応状況 (平成31年3月末時点) (単位：件)

年度	対応済	対応不可	実施中	実施予定	対応策検討中	合計
平成30年度	79 (72%)	10 (9%)	1 (1%)	3 (3%)	17 (15%)	110

3 主な対応済の対策

グリーンベルトの設置、路面標示、区画線、ドットライン、舗装修繕、転落防止柵、側溝蓋掛け、注意喚起看板の設置

4 対応不可の案件

主に、横断歩道の新設・移動、信号機の新設、ガードレールの設置については、交通事情等を考慮すると対応が困難である。

5 整備要望件数の推移 (単位：件)

年度	要望数	前年度比
平成26年度	135	—
平成27年度	127	△8
平成28年度	162	35
平成29年度	149	△13
平成30年度	110	△39

※関係機関との会議を実施し、代替策についても協議している

※5年間は進捗状況を追跡し、対策が講じられるよう調整している